

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める書類を定める件

(平成二十五年十月二十九日)

(国土交通省告示第千六十四号)

改正 平成二七年 一月二九日国土交通省告示第一八四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める書類を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める書類を定める件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号の国土交通大臣が定める書類は、耐震関係規定の施行又は適用の日以後に新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第三条各号に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定（以下「建築基準法の規定」という。）により交付を受けた検査済証（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、建築基準法の規定により交付を受けたものに限る。）（以下「新築等の工事に着手し、交付を受けた検査済証」という。）とし、同規則第三十三条第二項第二号の国土交通大臣が定める書類は、昭和五十六年六月一日以後耐震関係規定の施行又は適用の日の前日までに新築等の工事に着手し、交付を受けた検査済証とする。

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八四号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。